

総合評価入札に関するQ & A

平成28年3月31日 更新

I. 総合評価入札全般について

Q 1. 総合評価入札に係る年度とは、1月1日から12月31日までか。若しくは、4月1日から3月31日までか。

A 1. 4月1日から3月31日までです。

Q 2. 評価基準に該当する資格などを新たに取得した場合は、どのような手続をするのか。

A 2. ISOの取得、子育て応援宣言の登録、消防団員の雇用などの資格を新たに取得した場合、また技術者数が増えた場合は、契約課において随時変更申請を受け付けていますので、速やかに登録内容変更の手続をしてください。必要書類については、[久留米市ホームページ](#)からも取得できます。

Q 3. 自社の各評価項目の点数や簡易な施工計画の評価内容は、教えてもらえるのか。

A 3. 各評価項目の点数及び簡易な施工計画の評価内容を口頭で説明します。事前の準備がありますので、日時の調整をさせていただきます。

Q 4. 自社以外の各評価項目の点数や簡易な施工計画の評価内容を知りたい場合は、どうすればいいのか。

A 4. 公文書開示請求での対応となります。

ただし、応札者の名前を伏せたところで各評価項目の点数及び合計点を開示します。なお、簡易な施工計画に対する技術提案の内容は、企業の知的財産であり、公文書開示請求であっても当事者以外には開示しません。

Ⅱ. 評価項目について

Q 1. 評価項目の「同種・類似工事の施工実績」で、「本市発注工事」及び「本市以外の公共機関発注工事」とは、どのようなものか。

A 1. 「本市発注工事」とは、久留米市及び久留米市企業局発注の工事です。「本市以外の公共機関発注工事」とは、国の機関、福岡県、他自治体、久留米広域市町村圏事務組合、久留米市土地開発公社などの発注工事です。

なお、市街地再開発組合及び民間等の発注工事は、「その他の実績」となります。ただし、以下の工事は、「本市発注工事」と同等に評価します。

- ・市街地再開発事業（仮称）久留米市総合都市プラザ（8番街区）新築工事
- ・市街地再開発事業（仮称）久留米市総合都市プラザ（8番街区）新築機械設備工事
- ・市街地再開発事業（仮称）久留米市総合都市プラザ（8番街区）新築電気設備工事

Q 2. 評価項目の「工事成績評定」及び「配置予定技術者の施工実績」の、「本市発注工事」とは、どのようなものか。

A 2. 「本市発注工事」とは、久留米市及び久留米市企業局発注の工事です。

ただし、以下の工事は、「本市発注工事」と同等の成績評定として取り扱います。

- ・市街地再開発事業（仮称）久留米市総合都市プラザ（8番街区）新築工事
- ・市街地再開発事業（仮称）久留米市総合都市プラザ（8番街区）新築機械設備工事
- ・市街地再開発事業（仮称）久留米市総合都市プラザ（8番街区）新築電気設備工事

Q 3. 評価項目の「工事成績評定」において、過去の工事でJVの構成員だった場合は、実績として評価されるのか。

A 3. JVとして取得した工事成績評定点は、代表者、構成員ともに同じ点数を実績として評価します。

Q 4. 評価項目の「技術者の雇用数」に1級の国家資格とあるが、どのようなものを指すのか。

A 4. 建設業法の1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士や建築士法の一級建築士などです。

資格区分については、[久留米市ホームページ](#)に掲載している「競争入札参加資格審査申請要領」を参照してください。

Q 5. 評価項目の「手持ち工事量」での「今年度受注額」の今年度の判断は、
どのようにするのか。

A 5. 入札日が4月1日から翌年3月31日までの工事を「今年度受注額」の対象とします。

事例① 平成28年3月14日公告、3月28日入札、4月7日契約 ⇒ 平成27年度

事例② 平成28年3月22日公告、4月4日入札、4月14日契約 ⇒ 平成28年度

Q 6. 評価項目の「手持ち工事量」における今年度受注額を判断する日はいつか。また、それまでに契約したものが対象となるのか。

A 6. 今年度受注額は、総合評価入札の入札締切日で判断します。また、入札締切日において、落札決定した工事（未契約を含む）を「今年度受注額」の対象とします。

Q 7. 評価項目の「手持ち工事量」とは、久留米市が発注する工事だけか。また、JVでの受注の場合、受注額はどのように算定するのか。

A 7. 久留米市及び久留米市企業局の発注工事が対象です。JVで受注した工事については、受注額を出資比率で按分した額とします。

Q 8. 評価項目の「手持ち工事量」で対象外となる工事はあるのか。

A 8. 久留米市や久留米市企業局以外の発注工事は対象外です。

久留米市及び久留米市企業局の発注工事であっても、請負価格（税抜）が3千万円未満の随意契約工事は対象外とします。

Q 9. 評価項目の「地場企業の活用」の市内業者とは、久留米市内に営業所がある場合も含めてよいか。

・・・
A 9. 市内業者とは、久留米市内に主たる営業所を有する者をいい、久留米市内に営業所がある場合の準市内業者は含みません。

Q 10. 評価項目の「障害者の雇用」は、一人の雇用でも評価されるのか。

A 10. 一人の雇用でも評価します。

Q 11. 評価項目の「消防団員の雇用」は、久留米市外の消防団員を雇用している場合も評価されるのか。

A 11. 久留米市消防団員を雇用している場合のみ評価します。

Q 1 2. 評価項目の「配置予定技術者の施工実績」は、J Vの構成員としての技術者の実績も評価されるのか。出資比率が少ない場合、評価されないことがあるのか。

A 1 2. J Vの構成員もJ Vの工事成績評定で評価します。その場合、出資比率の制約はありません。

Q 1 3. 評価項目の「配置予定技術者の資格の有無」においては、国家資格試験合格から登録までの期間を国家資格保有技術者としてよいか。

A 1 3. 国家資格の登録をもって、国家資格保有技術者として評価します。監理技術者など更新が必要な資格は、有効期限内であることが必要です。

Q 1 4. 「久留米市総合評価入札 評価項目、評価基準及び配点一覧表」に記載している年度は何の年度か。入札が行われた発注年度か、工事が完成した完成年度か。

A 1 4. 「同種・類似工事の施工実績」、「工事成績評定」、「配置予定技術者の施工実績」の年度は、発注年度です。「優良業者表彰の有無」の年度は、完成年度です。「指名停止措置」の年度は、指名停止の措置が発生した年度です。

Ⅲ. 評価の方法について

Q 1. J V工事の場合、技術評価点はどのように計算するのか。

A 1. 建設工事の J Vの場合は、下記の方法で技術評価点を決定します。

- ①代表者の企業の施工能力、配置予定技術者の評価点を算出します。
- ②構成員の企業の施工能力、配置予定技術者の評価点を算出します。
- ③ ①と②の単純平均により平均点を算出します。
- ④簡易型の場合は、簡易な施工計画の評価点に③を加え加算点とします。特別簡易型の場合は、③が加算点となります。
- ⑤加算点に標準点（100点）を加え技術評価点とします。

共同企業体名	業者名	簡易な 施工計画	企業の 施工能力	配置予定 技術者	小計	平均点 ③	加算点 ④	技術 評価点
あいう 特定建設工事 共同企業体	代表者あ	8.0	12.0	4.0	① 16.0	14.17	22.17	122.17
	構成員い		10.5	3.0	② 13.5			
	構成員う		10.0	3.0	② 13.0			

業務委託の J Vの場合は、下記の方法で技術評価点を決定します。

- ①代表者の企業の技術力を算出します。
- ②構成員の企業の技術力を算出します。
- ③ ①と②の単純平均により平均点を算出します。
- ④業務理解度の評価点、配置予定技術者の評価点に③を加え加算点とします。
- ⑤技術評価点は、下記の方法で算出します。

$$\text{技術評価点} = 30 \times (\text{加算点} / \text{加算点満点})$$

共同企業体名	業者名	業務 理解度	企業の 技術力	配置予定 技術者	平均点 ③	加算点 ④	技術 評価点
あいう 特定業務 共同企業体	代表者あ	8.0	① 6.0	10.0	5.33	23.33	23.33
	構成員い		② 5.0				
	構成員う		② 5.0				

IV. 技術資料について

Q 1. 総評第 1 号様式「施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見」の添付資料は何枚までか。

A 1. A 4 片面 2 枚までです。(両面印刷の場合は 1 枚となります。)

Q 2. 総評第 2 号様式「過去 5 年間の同種・類似工事の施工実績」の同種・類似とはどのような区分か。例えば、下水道管渠布設工事の場合はどうなるのか。

A 2. 同種・類似については、建設業法に規定される、土木一式工事、建築一式工事等の工事種別で判断しています。下水道管渠布設工事の場合は、「土木一式工事」を同種・類似の条件としており、下水道管渠布設工事だけに限定していません。

Q 3. 総評第 3 号様式「配置予定技術者の資格・成績評定調書」の(その 1)と(その 2)の違いは何か。また、どのように記載するのか。

A 3. (その 2) の様式は、入札スケジュール等の関係で、(その 1) に記載する配置予定技術者を当該工事に配置できるかどうかは確定していない場合に使用します。ただし、この場合の技術評価点は、2 名のうち低い方の評価とします。

例えば、A さんを配置したいが、入札日時点では不明瞭な場合に、A さんを(その 1)として記載し、A さんのほかに配置可能な B さんを(その 2)として記載します。

A さんを確実に配置できる場合は、技術資料の(その 1)のみ提出となります。

Q 4. 地場企業の活用計画(総評第 6 号様式)について、市内企業の請負率を算定する市内企業の請負価格は、どこまでの下請業者を対象とするのか。

A 4. 一次下請を対象とします。なお、市内の元請も市内企業の請負価格に含みます。

Q 5. 地場企業の活用計画(総評第 6 号様式)について、資材の調達価格を含めてよいか。

A 5. 資材調達については、元請が直接発注する場合を対象とします。市外の資材であっても、市内の代理店等(市内の一次下請を含む)からの調達は市内として取り扱います。

Q 6. 地場企業の活用実績(総評第7号様式)は、どのようにして確認するのか。

A 6. 地場企業の活用実績は、下請契約報告書等の企業名、企業の住所、及び金額が表示された書類で確認します。なお、下請契約報告書の提出にあたっては、契約書等の写しを添付することになっています。

V. 技術資料の取り扱いについて

Q 1. 総評第1号様式「施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見」に記載した内容は、すべて履行しなければならないのか。

A 1. 総評第1号様式に記載されたもののうち、評価された内容は履行する義務があります。

落札業者となった場合は、発注部局と履行すべき内容を確認してください。

Q 2. 技術提案で、評価された提案内容が不履行となった場合ペナルティが科されるのか。

A 2. 受注者の責により履行しなかった場合は、工事成績評定の減点を行います。技術提案の内容が一部履行されなかった場合は10点、すべてが履行されなかった場合は20点減点します。あわせて、不正又は不誠実な行為が認められた場合は、指名停止を行うことがあります。

Q 3. 技術資料に記載した配置予定技術者を工期途中に変更できるのか。

A 3. 記載された配置技術者の変更はできません。

ただし、やむを得ない場合(死亡・長期入院・退職)、かつ記載された配置技術者と同等の資格及び工事成績評定点を有する技術者を配置できる場合には、変更を認めています。

Q 4. 地場企業の活用実績で、結果的に評価基準の請負率を下回った場合は、何らかのペナルティがあるのか。

A 4. 受注者の責により計画した請負率を下回った場合は、工事成績評定を10点減点します。あわせて、不正又は不誠実な行為が認められた場合は、指名停止を行うことがあります。